

俱知安町高速モバイルルーター購入費助成実施要綱

平成29年10月23日
俱知安町要綱第61号

(目的)

第1条 この要綱は、本町における光回線整備地域と未整備地域の生活水準格差の是正を図るため、高速モバイルルーター（以下「ルーター」という。）を購入する者に対し、その経費の一部を助成することについて、俱知安町補助金等交付規則（平成14年俱知安町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象経費等)

第2条 助成の対象となる経費は、ルーターの購入費用（一括支払に限る。）のうち、事務手数料を除いた額とする。

2 助成の対象となるルーターは、モバイルブロードバンド回線を介し、インターネットへの接続機能を備えた無線LAN機器用の携帯型ルーターとし、町内の販売店から購入したものとする。

3 助成の対象とするルーターの数は、1世帯につき3台までとする。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、町内の光回線未整備地域に住所を有し、かつ、現に居住する個人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) ルーターを使用することにより、光回線整備地域との生活水準格差是正の効果が

認められること。

(2) 町税に滞納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、ルーター1台につき15,000円を限度とする。

(交付申請者の決定等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ交付申請予定者として、町長が指定する期日までに申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、ルーター購入前に行うものとし、町総合政策課窓口（別記様式第1号）に備付けの高速モバイルルーター購入費助成金申込受付簿（別記様式第1号）に所要事項を記載するものとする。

3 町長は、第1項に規定する期日後において、申込みのあった交付申請予定額の総額が当該年度の予算の範囲を越えるときは、交付申請予定者の中から抽選により交付申請者を決定し、その旨を通知するものとする。

4 申込みのあった交付申請予定額の総額が当該年度の予算の範囲を越えないときは、当該交付申請予定者を交付申請者として決定し、その旨を通知するものとし、交付申請予定額の総額が予算の範囲に達した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日まで、次条の申請を受け付ける。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第3項又は第4項の規定により交付申請者として決定の通知を受けた者は、町長に対し、次に掲げる書類を添えて助成金の交付申請を行うものとする。

- (1) 高速モバイルルーター購入費助成金交付申請書（別記様式第2号）
- (2) 販売店が発行した高速モバイルルーター販売証明書（別記様式第3号）又はこれに代わる書類
- (3) ルーター購入に係る領収書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 助成金等交付申請額算出調書（別記様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、交付すべき助成金の額を確定し、高速モバイルルーター購入費助成金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第5号）及び共通様式第13号の2により、交付申請者に通知するものとする。

(使用状況の調査及び報告)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、ルーターの使用状況について報告を求め、又は担当職員に調査をさせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。